### 「大坂町奉行所」から「大阪府\_

幕末から明治初年における町奉行所与力・同心の動向を中心に-

安 竹 貴

彦

 $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 「大坂町奉行所」の終焉と「大坂裁判所」の設置

はじめに

町奉行所の終焉と与力・同心の再雇用 慶応三 (一八六七) 年の両町奉行所の統合

第三章 明治初年の「大阪府」における元与力・同心たち 「大坂裁判所」の設置と与力・同心たち(以上本号)

 $\hat{\underline{\underline{}}}$ 明治二 (一八六九) 年の雇用状況とその職務

第四章 その後の元与力・同心たち 明治三 (一八七〇) 以降の元与力・同心たち

 $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ その後の「大阪府」における元与力・同心たち

大阪裁判所の設置 (明治六年) と元与力・同心の雇用状況

むすびにかえて

#### 第一章 はじめに

あるいは「大坂法」(大坂町奉行所における出入筋)の独自性の解明などについては、 しかし、幕末から明治初年にかけてのいわゆる変革期の大坂町奉行所に関する研究・論考については、必ずしも 大坂町奉行所に関する論考や史料の蓄積により、江戸時代における奉行所内の機構や与力・同心たちの職務、 徐々にではあるが進展しつつあ

充分とは言い難いのが現状であろう。

みであるといって過言ではない。ただ、その一方で当時の大坂の状況をうかがい知ることのできる史料は、『明治大正(②) 現時点においてこれらを整理する試みも、 大坂についてはこの点に関し、『大阪市史』『新修大阪市史』『大阪府史』『大阪府警察史』などに若干の記述を見るの の諸役人らを再雇用し、 大阪市史』『大阪府布令集』等をはじめとして、市史編纂所などの継続的な翻刻事業を中心に現在も蓄積されつつある。 明治新政府は京都・江戸など主要な都市を掌握した直後から、人心の動揺や政務の渋滞を回避するため、旧幕時代 施設等も再利用する方針で臨んだことがこれまでの研究で明らかにされてきている。 (1) 大坂町奉行所研究にとってあながち無意味なことではないであろう。

る。 ず最初に、 在職期間や転職先を追跡する。 今回はその対象を大坂町奉行所の人的資源―与力・同心―に限定し、 大阪裁判所と区別するため括弧を付す) へと変遷してゆく過程を、 やや詳しくたどることを試みる (第二章) 。 ただし、 そこで本稿では「江戸時代と明治時代の連続性」という観点から、これらの翻刻史料や管見の史料を素材とし、 次に、 幕末の「大坂町奉行所」が「大坂裁判所」(慶応四 [一八六八] 年二月設置、 明治初年の「大阪府」における元与力・同心らの雇用状況と職歴を検討し、 その際には、 明治六年正月、 府県裁判所として開庁した大阪裁判所にも焦点をあてる 彼らの新政府への再雇用の経緯や規模を検証す さらには可能な範囲で彼らの 以下では府県裁判所としての

等については別稿を予定している。また、 要を痛感している。本稿を、「江戸時代の視点から明治初年の大坂を描写する」試みの一つとしてご海容の上、諸点に 明については十分に成功したとはいえず、課題が山積する結果となった。これらについても調査・研究を継続する必 ことにしたい (三~五章)。したがって、旧町奉行所の物的資源および元与力・同心の「大阪府」における職務の詳 史料上の制約と筆者の力量不足から、後述するごとく、 特に後半部分の解 細

番を付し、幕末の「御役録」や明治初年の「大阪府職員録」などをもとに別表を作成した。本文中には随時、 掲載)。また、本文中の年号月日については、原則として史料中にみえるものをそのまま用いた。 きで参照すべき表の該当欄を示している。別表の詳細については凡例をご覧いただきたい(別表および凡例は次号に なお、変則的な方法ではあるが、与力・同心各人の再雇用の状況や職務の継続性を確認するため彼らに便宜的に通 括弧書

つき御教示いただければ幸いである。

- ら市役所へ」(京都町触研究会編『京都町触の研究』所収、一九九六、岩波書店)などを参照 して「町奉行の研究」と改題のうえ再録、一九九九、塙書房)などを、また、京都町奉行所については、 以降を中心として―」(西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻所収、一九七五。のち南和男『幕末都市社会の研究』第一編と たとえば江戸町奉行所の状況については、「市政裁判所始末」(『東京都史紀要』第二、一九四九年)、南和男「町奉行―享保 守屋敬彦「奉行所か
- 2 非人」(『近代大阪の社会史的研究』第一章、一九九四、法律文化社)にくわしい。 |年| など。なお、町奉行所の警察業務の末端を担った大坂の非人の維新以降の動向については、北崎豊一 | 警察の近代化と 『市史』第二、九六六頁以下、『新修市史』第五巻、七~一○頁、『府史』第七巻、五三五、五九三~七頁、 ~五九頁。 そのほか、 『明治時代の大阪(上)―幸田成友編「大阪市史明治時代未定稿」―』(大阪市史史料第七輯 『警察史』 一九八

# 第二章 「大坂町奉行所」の終焉と「大坂裁判所」の設置

## (一) 慶応三 (一八六七) 年の両町奉行所の統合

はこれらの幕末における状況につき簡単に触れておくことにしたい。 おける元町奉行所与力・同心たちの再就職の主たる受け皿となった。したがって、 造成および運上所の設置であったと考えられる。これらはいずれも後に新政府の機関として再利用され、 の与力・同心たちに最も直接的な影響を及ぼしたのは、東西両町奉行所の統合と、 のみを掲げてみても、大坂在番の大番加番の廃止と撤退、定番の廃職、 年には騒然とした世情のなか、矢継ぎ早に大きな改革を推し進めた。 幕末期から幕府はその存続をかけ、 堺奉行の廃止と大坂町奉行所への事務移管など多岐にわたるが、これら一連の諸改革のなかでも、(3) 全国各地で様々な制度改革を断行したが、とくに最末期の慶応三(一八六七) 同年の改革のうち、主として大坂に関わるもの 兵庫奉行の再設置とその大坂町奉行による兼 いまだ不明な点も多いが、 大坂開市にともなう川口居留地 大坂町奉行所 明治初年に

坂の東西両町奉行所も統合されることになった。(4) 慶応三(一八六七)年七月、前月に行われた京都東西町奉行所の統合に引き続き、次のような達にしたがって、大

當局御改革被仰出候ニ付而者、向後日向守御役所御役宅表役所を奉行所と唱、伊勢守御役所者右名儀御廃止

相

在之、先此旨相心得、同心共者支配ゟ不洩様可被申達候事 不致様、 従来町奉行所弐ケ所を今般改而壹ツ所ニ相纏、奉行共始、 奉行組ニ被仰渡 都而古格二不拘、諸事簡易二取計、 両組打込相勤、 一列支配可致、尤與力同心席順之儀者勤年数を以相立、 奉行所之規則貫徹、 右御役所え日々出勤、 御用筋捗取候様可致旨被仰出候、 御用取扱、 吟味捕者其外諸出入等混雑 且與力同心之儀者大坂町 尚追々可相達儀可

右之趣伊賀守殿御書付被仰渡候付、 相達候事、

(傍線筆者、以下同じ)

卯七月

旧東町奉行所表役所に双方の機能を集中させて町奉

ځ

行所とし、両組与力・同心も合併(「両組打込」)のうえ、町奉行所組として職務に従事することになった。また、 れと同時に町奉行所の内部組織にも改革が加えられ、従来の多種多様な役掛りは次のように統廃合がなされた。 この統合により、 今般御改革ニ付、 以後、大坂町奉行所には東西の別がなくなり、 役掛り相改候覚

但、兵庫・ 西宮上ケ知方塩飽島掛

寺社方

Ш 方

但、土砂留掛り極印方・流人方・佐渡掛

地方掛

但、勘定方・御金方・御普請方・小買方

吟味方

目安方

盗賊吟味方

右之通、

可相心得候

遠国訴訟者目安方ニ而取扱、 役所六ヶ所ニ取極 但書之役掛り附属之積、其外寺社方・川方・地方、 公事吟味者吟味役・目安役打込ニ而可取扱

兼而附属之掛等者其向当然之取扱と

諸御用調役・同心支配・目付役・遠国役・御為替方・長崎掛・古例掛・草樹植付掛者廃止之事 火事場改役者火事場掛と唱替可申

年二月、「裁判所」はほぼ同様の職制分課(六掛り)を引き継いで業務を開始することになった(本章第三節参照)。

しかし、この時の職制改革は後述するように、のちの「大坂裁判所」に大きな影響を与え、

慶応四

りに配されていた者も、その兼務分が減少したにすぎない者が多い(別表、「慶応三年正月改」と「慶応三年八月改」

らの役掛りに目立った異動はみられず、各役掛りに配置された人員数にも大きな増減はない。また、廃止された役掛

の欄を比較参照)。

町奉行所に勤めており、これら全員の動向までを「御役録」のみからでは伺い知ることができないのである

このような限定がある上で、この前後の時期の「御役録」を比較してみると、合併・統合後における各与力

? 同心

ては仮役分につき、双方とも若干名が判読不可)。しかし、現実には人員不足解消のために、より以上の与力・同心が

致する(本役・仮役を含め、慶応三年正月は与力六二・同心一○五、八月は与力六二・同心九八。但し、

同心につい

毎にそれに任じられた与力・同心の名が記されており、そこに掲げられている人名を数えあげるとほぼ右の定員に合

一紙両面刷りの職員録ともいうべきものであるが、表面には各役掛り

大坂町奉行所の表向きの定員は近世中期以降、与力各三十騎・同心各五十人、東西で計一六〇人とされていた。本稿 び役掛りの統廃合による与力・同心への影響について、その全容を細部まで明らかにすることは現時点では難しい。 他の各役掛りをこれに附属させ、更にいくつかの役掛りを廃止したのである。しかし、この時の町奉行所の合併およ

従来の町奉行所の役掛りを寺社方・川方・地方掛・吟味方・目安方・盗賊吟味方の六つに大別して、その

でも別表等に利用している大坂「御役録」は、

右之通相心得

第12巻 3・4 号---140

同心共へ者各ゟ可被申聞候

すなわち

卯七月

翌八月には「与力・同心」の名称も廃止され、彼らには新たな役名が与えられた。従来の与力は

若干名が加えられた上で、さらに定役元〆・定役元〆助・定役・定役出役の四種に分類され、「同心」も同心小頭・同 総称されることとなり、これを調役・調役並・調役並勤方の三種に分けた上で、さらに与力見習を調役並出役と称し 同心は「定役」と「同心」に二分されたが、このうち「定役」には新たに表坊主・御小人目付・御中間目付から

中で役掛りに名がみえる者のうち約半数に過ぎない。両者の分類の基準についてはなお検討を要するが、 参照)。元与力がほぼ全員「調役」に任じられたのに対し、この時「定役」に任じられた元同心は、(゚タ) 調役並に一〇名、 心の二つに分けられた。八月十四日、これらの任命式が町奉行所において行われ、この時、元与力からは調役に三名 定役出役に三名と、同心小頭に三名の計五一名がそれぞれ任じられている(別表、慶応三年八月十四日の項(8) 調役並勤方に四一名、調役並出役に一八名の計七二名が、元同心からは定役元〆助に三名、 同月の「御役録」 親子であっ 定役に

に大坂に先立ち、六月に東西の合併を行った京都町奉行所の場合。 元当地町奉行所組与力之内四人、京都町奉行支配調役被仰付、 れも役懸り被仰付候事 九人者同並、 其余者同勤方·同出役等被仰付、 何

ても「定役」と「同心」に分けられている者が存在することから、「家」が基準ではないように思われる。

前述のよう

被仰付、 同断組同心之内、弐人者京都町奉行支配定役元々被仰付、三人者同助、弐拾壱人者同定役被仰付、 其余同心御番方相勤候事(10 何れも役掛

れたであろうことが推測される。(11) 「定役」のみに役掛りを与え、その他の「同心」は番方へ廻されていることから、大坂においても同様の措置がとら 大坂の史料によれば、両者の職務は比較的明確に分けられており、「定役」は「曳廻

とされ、元与力(「調役」)には見習も含め全員に役掛りを与え(おそらく番方与力を廃止し)たのに対し、

元同

心は

し、「同心」は主に「牢屋敷取締并詰合方」「高原溜」など、奉行所に付随的な職務を担当し、「諸検使」「兵庫・西宮

し・首検使・敲検使」「訴状読立、口書并印取等」「吟味物下調」など、町奉行所における基幹業務を受け持つのに対

勤番」などは双方で行うこととされた。(2) 裁判所」を設置し元同心を再雇用した際には、そのほとんどが「定役」から選抜されていることも、このような業務 り機能的で純粋な司法・行政機関とすることが、その主たる目的であったのではないだろうか。後に新政府が「大坂 する職務とそれ以外のものとに区別し、余剰人員を番方として勤務させることで規模は縮小しつつも、 こうしてみるとこれら一連の改革は、 与力を増員して全員を役掛りにつけると共に、同心も主として奉行所内に関 町奉行所をよ

分担と無関係ではないと考えられる。

としてこれに任じられた田坂直次郎はその「務書」の中で が大坂町中に出された。二八日には町奉行所でも居留地造成担当の「調役」・「定役」が選ばれており、 方、 川口居留地の造成も八月頃から本格化し、二日には普請請負を決定するため、入札希望者を募集する旨の触 自身も調役

外国人居留地御普請御用可相勤旨被仰付候事

前 略 之<sub>13</sub> 相掛比留半蔵・丹羽欣次郎、 調役並中村良平、同勤方吉田猪三郎、 同出役朝岡泰蔵、 定役元〆・同助・定役等名

兵庫開港地取締に任じ、居留地付近の民家を改造して運上所を設置したが、『大阪税関沿革史』などには、この運上所 と記している。このうち比留は元御徒目付、 それぞれ調役・調役並に任じられていた者たちであった。 中村は元長崎奉行支配定役元〆で、 同日付で幕府は、 大垣藩主戸田采女正を大坂居留地及 前月からの町奉行所の組織改革に伴

この金枝鐡太郎も右の比留半蔵と同じく元町奉行所与力ではなく、その前身は御徒目付であった。おそらく、(エト におい に元町奉行所与力・同心らが何人かは配されていたものと推測されるが、現時点では運上所の組織につき、その詳細 .て「町奉行支配調役金枝鐡太郎ヲシテ外国人及ヒ貿易ニ関スル事務ヲ執ラシム」との記述が見られる。 彼の下

について知ることのできる史料を見いだせず、後考に俟たざるを得ない。 このように、幕末の混乱の中、大坂町奉行所は大きな改革をいくつか経ながらもその機能を維持し続けたが、

月後にはその終焉を迎え、与力・同心らもそれと共に新たな局面を経験することになったのであった。

- 3 「嘉永明治年間録」一六には「堺奉行御廃に付、 與力同心撒兵被仰付…… (後略)」と、堺奉行所の与力・同心は、
- 4 なお、市史史料の解題によれば、同史料は東町奉行所与力中嶋三太郎の手になるものであるが、彼は維新後も大阪府に再雇用 式の軽装歩兵)に編入された旨の記述がみえる。 『大阪市史』第四、二六○九~一○頁。これとほぼ同文の達が『大坂町奉行所与力留書・覚書拾遺』(大阪市史史料第四十七 (同右、四八頁)、実際には七月十九日に三郷町中に対し、翌日からの再開が触れられている(『市史』第四、二六一一~二頁)。 一九九六)四六頁に収録されている。これによれば、新奉行所の再開は当初、七月二十四日を予定していたようであるが
- 5 郎・由比又太郎・田坂直次郎・寺西左吉郎・松井金次郎の六人の与力が任命されている(大野正義編『大坂町奉行奥力史料図 する任に就き、東西各奉行所からは八田五郎左衛門・大須賀鎌次郎(与力1・2)が調役に任じられている(『市史』第四、二 録』三一~二頁。一九八七年、自費出版)。 六〇八頁など)。また、この改革を遂行する掛りとして「御改革御用取扱掛」が臨時に作られ、これには丹羽欣治郎・早川伝三 この改革に先立ち、長崎奉行支配組頭吉岡良太夫が大坂町奉行支配組頭、御徒目付比留半蔵が同調役として町奉行所を統括

明治四(一八七一)年まではその職歴をたどることができる(別表与力43、参照)。

- 6 前掲、 『大坂町奉行所与力・覚書拾遺』、四九頁。なお、 同年八朔改の「御役録」は、この統廃合を反映した記載方法になっ
- 7 廃止された役掛りについて、 全てその理由を明らかにすることはできないが、「諸御用調役」は 「日々御月番御役所江三人御

非番役所へ壱人相詰、……(中略)……東西御役所区々成取計無之様可相心得……(後略)」(『町奉行所旧記』中、 諸御用調役

目付役の廃止は、同月に元徒目付比留半蔵が町奉行支配調役として赴任したことに関係があるのかもしれない。今後は京都町 勤書〔大阪市史史料第四十一輯、一二五頁〕)という職務が東西の合併により、実質的に必要がなくなったからとも考えられ、

8 前掲、『大坂町奉行所与力・覚書拾遺』、五一~八頁。

奉行所などとの比較が必要と考えられる。

- 9 『大阪市史』第二巻には「奥力の一部は別手組に入り、其残部に御勘定方・徒目付・御普請方・御坊主衆の若干名を加へ、之
- された与力の人名および規模については、現時点では明らかにしえない。 を調役・調役並・調役並動方の三とし、総称して調役といひ……(後略)」との記述があるが(九六八~九頁)、別手組に編入
- 11  $\widehat{10}$ 「番方」については野高宏之「大坂町奉行所の当番所と当番与力」(『大阪の歴史』四六、 『京都町触集成』第一三巻、触番号三三四 (一四〇頁)。
- <u>12</u> 「勤向其外元極書」(前掲、『大坂町奉行所与力留書・覚書拾遺』五九~六○頁)。なお、この史料中に

大阪市史編纂所、

一九九五)

御番所江諸願・諸届

但、書面掛々ニ相洩候品ハ、御用所詰調役並出役等江差出、右ニ而取調可申事

是迄当番二而取計方勘弁相伺候品、

其掛りニ有之分ハ其向へ引渡、

掛二而取調可相伺事

- していたであろうことが想像される。御用所については『大阪市史』第二巻、九六九頁に、「十六役中舊時の諸役と全く名称を との記述があることから、番方与力を廃したために「当番所」が従来の機能を果たせなくなり、その代替を「御用所」が果た
- じかりき。」との記述がある。おそらくこの記述の根拠となっているのは「舊東組與力関根一卿氏談話」(同頁)であると考え られるが、彼は旧名を道之助(与力45)といい、後の『大阪市史』編纂にかなりの寄与をしている。明治三四年一一月一六日 異にせるは、御用所掛及御手附なり、前者は町奉行附公用人并に取次の両職を兼ねたるものにして、後者は舊時の町目付に同

付の大阪朝日新聞の記事には

と記されている。「大阪市談会」は、「大阪史編纂事業の着手に際し史談會を起して資料の蒐集を圖らん為」(大阪朝日新聞 第二回大阪史談會 今十六日午後一時より東区安土町四丁目書籍商組合事務所に於て第二回大阪史談會を開き舊市政並に與 (関根一 一卿氏)、 大阪に於ける西洋形船舶の起源 (加納謙作、岩作政吉両氏の内)等の談話あるべしと 明

残されていないようである。 治三四年一○月九日の記事)と、『大阪市史』編纂に際して発会したものであったが、残念ながらこの時の関根の談話の記録は として与力三名、 同兼帯として与力九名の名が記されており、兼帯の中に「関根道之助」の名がみえる。 東京大学史料編纂所所蔵の慶応三年八朔改の「御役録」には付箋が貼付され、 そこには御用所掛

(13) 前掲、『大坂町奉行與力史料図録』、三二~三頁。

て作成されたものであった。

- 14 『大坂税関沿革史』(一九二九年再版、大阪税関)、二八頁。解説によれば、 本来同書は明治三八年に「税関月報」 の付録とし
- 15 金枝鐡太郎は、 後述の徳川慶喜の大坂城脱出の後に入城し、 以後の混乱の収拾にあたっている。

## (二) 町奉行所の終焉と与力・同心の再雇用

され、 城からの脱出は、 慶応四(一八六八)年一月三日の鳥羽伏見の戦いにおける旧幕府軍の敗北と、それに続く六日夜の徳川慶喜の大坂 町奉行所を統括する立場にあった田坂直次郎(与力20)の「務書」を主な手掛かりとして、 市中のみならず大坂町奉行所にも大きな混乱をもたらした。本節では、 前年八月に支配調役に任命 与力・同心の動向

と再雇用の状況を探ることにしよう。

している。 (16) 慶喜が大坂城を出、 天保山沖に停泊中の軍艦に乗り込んだ当日 (七日) の町奉行所の状況を、 田坂は次のように記

慶応四辰年正月三日6伏見鳥羽及ヒ八幡等之戦争関東勢敗北、同六日夜密ニ慶喜公御城出軍艦江御乗込還御

其儀不

相心得 候定役市橋虎三郎ヨリ承ル 同七日朝五ツ時頃奉行所江出勤候処 小笠原伊勢守殿ゟ左之通詰合之者江被達、 何れも退散引取候趣 居残

右之通ニ付 何れも御供相願候もの者、 外同様虎三郎同道引取、 紀州表江可相越、 家内取片付退去致候事 其儀無之ハ御暇被下候間 勝手次第可致候

第12巻 3・4 号---146出か解雇かを選択する旨の町奉行からの伝言を定役(元同心)から聞かされ、 これによると、彼は前将軍はもとより町奉行の脱出さえも知らず、常のごとく奉行所に出勤したところ、 町奉行所の与力・同心は代々大坂にその基盤を置く者たちとはいえ、 取り敢えず帰宅のうえ自宅から退去し いわば幕府によって置き去 紀州への脱

たというのである。

りにされた形となり、

退去を選択したが、

同様の行動をとった与力・同心が大多数であったと見え、当時の町方の記録には、

その進退を自らの判断で決せねばならない状況に置かれたといえよう。

彼は役宅からの避難

一月七日

の状

(前略) ……今日七ツ時より、 御城内御役人ミなミな立退ニて、 御番所始、 御代官・天満与力衆ミなミな御立退

明キ家ニ相成候…… (前略) ……後日武士共我も~~と引つれ、 (後 略<sub>17</sub> 取物もとりあへずをちのびける。 昼九ツ時分ニハ御城内迄行通りニ

中屋敷・下屋敷・ろう屋敷迄明渡しなりと云。(ユヒタ)

して方々さんざんなり。

は役宅からの避難にとどまったであろうことが、その後の迅速な新政府への帰順の状況から推測される。 戸への脱出を試みたのに対し、大坂町奉行所の与力・同心たちは地付の役人であるがゆえに、その多くが取り敢えず などと記したものが散見される。 しかし、旧幕府兵の多くが町奉行の残した伝言のごとく大挙して紀州を目指し、

江

役人たちが逃げ出し無人となった主要な役所などは、市中に発生した暴徒たちの略奪の対象となり、 町奉行

のちに大坂に進駐してきた新政府により、

およそ十日後の一月一六日、

市中に向け

所もまた例外ではなかった。

聊ニ而も持帰り候もの有之候ハヽ、 此間異変之節 東西御役所並両御代官之書物類、 早々惣会所へ可差出候、 町々並在方之もの大勢罷越、 尤篤与取調之上、 取出し散乱致候ニ付而者、 有無答書今日中ニ可差出候 右様書物類

ح 略奪した奉行所・代官所の書類などを至急返還する旨の触が出されていることが如実にこれを物語っている。

ま

と考えていたことも読み取れよう。(9) 新政府が政務の継続性を強く意識し、 そのためには旧幕時代の町奉行所 (および代官所) の書類が不可欠である

坂し、西本願寺(現津村別院)を本営として駐屯した。 このような無政府状態のなか、 九日にまず長州藩が、 彼らは十日には、 翌十日には征討大将軍仁和寺宮嘉彰親王が薩摩藩とともに入 薩州役所名で、

一 惣年寄已下之役々相勤候者、都而是迄之通被仰付候事一 万一賊徒潜伏之者有之候ハ、、早々御本陣へ向可訴出事

一 米穀等買占候儀、一切致間敷事

制度・法令等

切先是迄通相定候事

市中之訴訟、 淀川筋穏ニ相成候間 先不取敢、 無掛念、 今度下坂之公卿之内ニテ取捌候間 早々運送相開候様可致 右役所早々可取建候事

と町役人および制度・法令は旧幕時のまま現状を維持すること、 取り敢えず下坂の公家たちが行うことを大坂市中に触れ、 また、 同時に、 従来、 町奉行所の業務であった市中の訴訟の処理

薩長両藩申合、市中取締方厳重ニ可致候事

右之通、将軍宮様より被仰渡候間、此旨市中一統え不洩様可致通達もの也

っ た<sub>20</sub> と市中の治安維持には与力・同心にかわって、 薩摩・長州両藩があたることを通達し、 その統治を開始することにな

方 新政府による与力・ 同心の再雇用に向けた動きも迅速であった。 翌 十 一日から十三日にかけての田坂 ر م

書」の記述を、少し長くなるが左に引用してみることにしよう。

同月十一日

--148

虎三郎代兼市橋九一郎申合、 征討将軍仁和寺宮御本陣ら御沙汰ニ而 大須賀氏仮宅江相越、 大須賀鎌次郎被罷出候由及承候付、 御本陣江同伴之儀相頼候処、 由比又太郎·同苗半次郎·自分·并市橋 速々承諾有之、杉浦橘馬も同伴之積

同月十二日

被申聞候付聊安堵之心地致シ、

銘々仮宅江引取候事

大須賀鎌次郎并同伴相頼候者、 一同歩行者於道中尋問等請候而者面倒ニ付、 同船致シ、西横堀川津村御堂最寄マテ相

越、由比又太郎以下者船中ニ相扣、大須賀氏壱人一同之名札持参

御本陣津村御堂江罷出候処、 同日勅使御下向御用繁二付、追而御沙汰之旨、 御内参謀方中沼了三殿被達候由ニ而、 大

須賀氏退出有之候、一同仮宅江引取候事

但、由比又太郎者部屋住之儀二付、同道不致候事

同月十三日夕方

昨日御本陣江罷出候者、 一同只今可罷出旨御沙汰之趣、大須賀氏ヨリ通達ニ付、 一同誘引合御本陣江罷出候処、左之

通被仰渡

大須賀鎌次郎 (与力1)

又太郎 (与力21)

橘馬 (与力24)

 ŋ

旧奉行所を統括する立場にあった)。

るためには、

って認識され、

迅速に実行に移された事がうかがわれる。

に不慣れな公家や薩長両藩が担うことは、

右市 中鎮撫取締方被

> 同 市 橋

郎

(同心46) 同 心 39

虎三郎

仰付候間精々尽力可致候事

正月十三日

右御書付御内参謀方中沼了三殿を以御渡

但 右御書付二以下与有之候廉鎌次郎ら相伺候処、

追々帰住

)の三日間の記述の内容については、『新修大阪市史』に簡潔な要約があるためそれに譲るが、 (22) 御本陣江申出候元同組一同之積可相心得旨、 御達有之候事(21)

特に注目すべきは史

料中の傍線部の記述であろう。すなわち、十一日までには市中に戻っていた一部の与力・同心に対し、「御本陣ゟ御 となった大須賀鎌次郎は、 汰ニ而」 とあるように、 新政府の側から積極的に接触をはかり、 彼らに帰順を促しているという点である (折衝の窓口 前年の町奉行所の統合時に、他の与力に先立ち大坂町奉行支配調役の一人に任じられてお 沙

市中の状況およびこれらの業務を熟知した旧幕与力・同心を登用するのが最善の策であると新政府によ 前日に出された触にみられるように、警察・司法業務を含む市政全般を大坂 実際にはかなり非現実的であり、これらの職務の渋滞による混乱を回避す また、 右の記述からは、 与力・同心の 部が新政府 の帰

順を早い段階から決意し、その方法を模索していたことも推測される (「御本陣江同伴之儀相頼候」) が、

数カ月後に行

われた江戸町奉行所与力・同心の帰順の経緯と比較すると、両町奉行所の幕臣としての意識の差が感じられ興味深い。(②) る旨の返答を得たというのである。すなわちこれらは、今後帰順を希望する与力・同心は原則として全て再雇用し、 に関心を持ち、新政府側にその意味を問いただしたところ、これは「追々帰住、 「以下」の文字と、これをめぐってなされた問答にも注目する必要がある。田坂の記述によれば、 さらに十三日分の記述中にみられる、六名の与力・同心を「市中鎮撫取締方」に任ずる旨の辞令の末尾に記された 御本陣江申出候元同組 大須賀もこの文字 一同」を意味す

る<sub>25</sub> に他 同心の帰順を積極的に呼びかけた触などを管見の限り知らないが、この日帰順した与力・同心らによって情報は迅速(⑵) 旧町奉行所の吏員を可能な限り活用するという新政府側の意思表明であった。この方針を新政府が公にし、 0 い同僚たちに伝えられ、 以後、 新政府への帰順者が相次いだであろうことが、後の田坂の記述などから推測され 元与力・

府から命じられてこれを遂行しており、 旧幕時とほとんど変わりのない職務を遂行するには、まだしばらくの時間が必要であった。 H |再雇用された元与力・同心の一部は、 再雇用の実効性は早速実証されることになったが、(36) 翌十四日には征討大将軍仁和寺宮の堺巡覧の下準備という職務を新政 彼らが元町奉行所を拠点

させる旨を一括して通告する儀式が本陣において行われた。 彼らを旧所属役所単位ごとにそれぞれ薩摩・長州・芸州の三藩 町奉行所以外の諸役人たちもほぼ同時期に相次いで新政府に帰順したものと思われ、 同日の田坂の「務書」には、その時に渡された書付の内 (芸州藩は一月十二日に入坂) に附属させ、 一週間後の二一日には 軍役に服

元玉造組与力 元京橋組同心 元町奉行所組与力

容が次のように記されている。

りも

彼らを含めた他の旧幕府の役人たちがいわば仮採用の形になっており、

今後の「勤功」および「人材」によっ

右薩州江 同金 同太鼓 同同 同川口 同同 同破損方 方 1組与力 坊主 同 同 心 心 右長州江 同武具方 同 蔵 方 右藝州江 同同 同京橋定番組与力 同鉄砲方 同心

この辞令により、 在候事 右者是迄徳川慶喜支配之者ニ候處、 正月廿一日 旧町奉行所の与力・同心は、 従今日薩長藝三藩江附属、 参 謀<sub>27</sub> 以後、 いったんは芸州藩に附属することになったが、ここではそれよ 軍役相勤候様被仰付、 其上勤功人材ニ依而御採用可被為

り敢えず確保しようとする方針とは異なり、将来の人員整理を予告して必要な人材のみを選択しようとする政策の転 て取捨選択の上、正式採用する旨が宣せられていることに特に注目しておきたい。この文言には新政府に対する忠勤 換も看取することができよう。このような新政府の政策は、 を喚起する狙いもあったであろうが、一週間前の辞令に象徴されるような、帰順を促しできるだけ多数の旧幕臣を取 以後も何度か繰り返されることになった。

た者に宛てて出されたものであったが、その人員はかなり多数にのぼったらしく、 さて、この日の辞令は、列挙された組々の名にみえるように、大坂付であった旧幕臣たちのうち、 田坂の記述には、 新政府に帰順し 続いて次のよう

松井繁之助・成瀬正三郎・伴藤太郎・浅井鶴次郎、 組々ニ而拾人ニ付壱人ツヽ、 為惣代可罷出、尤平服之旨御沙汰ニ付、 為惣代罷出被仰渡候御書付之趣一同江及通達候事 自分并三宅裕太郎·桑原吉太郎·

たであろうことが推測される。これは前年八朔改とされる「御役録」中で、何らかの役掛りに所属していた与力・同(%) ていることから、この日までに約七○名から八○名未満程度の旧町奉行所与力・同心が新政府に帰順し、 すなわち、各組ごとに「一○人に一人の割合」で惣代(代表者)を出し、彼らが通達を拝命した旨の記述である。こ こには「元大坂町奉行所組」の惣代として、田坂を含む七名の与力(与力20・16・56・32・3・4・44)があげられ

心数から比較すれば、半数近くが既に新政府に帰順していたことを意味していた (本章第一節および別表 | 慶応三 (一

八六七) 年八朔改」の項参照)。

足することとなったが、辞令中の「軍役」という表現に象徴されるように、この時点においても旧町奉行所与力・同(炎) これら多数の旧幕臣を抱え、翌二十二日には大納言醍醐忠順、 宇和島少将伊達宗城を頂点とする「大坂鎮台」 が発

心たちは、いまだ本来の職務に戻されてはいなかった。

(16) 前掲、『大坂町奉行與力史料図録』、三三頁。

17 について、「東役所裏江ハ何にもかもほり出し、役所内も同じく、帳面も金札も取次第也」(一六五頁)、「御奉行所の門松ありな 野屋武兵衛、幕末の大坂を走る』(角川選書二五九、一九九五年)に詳しい。なお、この史料には略奪を受けた元奉行所の状況 などとも記されている。 日記しは 脇田修・中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』(清文堂史料叢書第七○刊、一九九四年)一六二頁。この史料「慶応四辰年 亦内々には床の間に松竹梅生花も其儘にてふッちらし、表には鉄鉋も玉も車モひろい次第にて…… (後略)」(一八四頁) 、幕末期の大坂で両替商の大番頭をつとめた平野屋武兵衛の日記である。彼およびこの史料については、

- 19 18 『大阪府布令集』第一巻、三頁。また他の史料では、 『近来年代記』(下)一三〇頁(大阪市史史料第二輯、 同旨の文言のあとに「且又紙屑屋等へ買取有之候ハヽ、是又同様其丁内 一九八〇年)。
- 書が少なく、また全国に散逸して所蔵されている原因のひとつはこの時の略奪によるものであろう。また、前掲、 料第三十輯、一九九〇年、六頁。なお、この市史史料所収「見聞記」の原本は大阪市立大学所蔵)。現在、大坂町奉行所関係文 大阪』(上) によれば、「此の如くにして散佚せる簿書は、其一部を回収するを得しといふも、現時大阪府庁に於て之に該当す |可致持参候様被申聞候||と記され、さらに念を入れた通達がなされたことがわかる(『維新期大阪の役務記録』、大阪市史史 『明治時代の

或は明治十八年の洪水の難に遭へるか。聞説らく当時府庁の倉庫浸水し、庫内の簿冊大半廃棄の止むを得ざり

るものを見ず。

- 夕(一月七日を指す―筆者)御役所へ御役人御越にて しに至りしと。」 (二頁) と記され、このとき回収された書類は滅失した可能性が大きい。もっとも、史料の中には「(前略)……昨 鉄砲并武器の類、潰してひろいしたいなり……(後略)」(前掲、「慶応四辰年日記」一六二頁)と記すものもあり、 ひろいしたいなり、 夫をおひく〜聞つたへて、馬場にきわしく、 東町奉行所の役所へへの書物類、 夫々衣類・ふとん・金銀米銭其外小家/~に残し有之 不残表へほり出し、 其上金札もほり 奉行所の役
- $\widehat{20}$ 只今通達年番町惣会所え御呼出之上、惣御年寄中ゟ左之通被仰渡候 両触とも『大阪府布令集』第一巻、一頁。なお、 大坂の惣年寄たちは一月九日、 三郷町中に対し

人が意図的に書類を廃棄した可能性もある。

- 御奉行所御引拂ニ付、 取締可致候 尤家別ニ用水汲溜置可申、 、諸役人御暇相成候ニ付而者、追々京都ゟ御取締可相成候得共、当分之所町々申合、 既一昨夜二ヶ所も出火有之、右様之義出来候而者、 甚不行届ニ付、 厳重ニ火之廻り等 町々無油断精々心
- 展正月九日 通達年番町 右之通被仰渡候二付、此段御通達申上候、御承知之上御調印可被下候、已上
- 一之上、 崩壊した町奉行所にかわる新政府の統治を予測し、それまでは各町々で自衛するよう通達を出している(「近世見聞輯」 のうち。 同史料は大阪府立中之島図書館所蔵)。
- (2) 第五巻、八頁。 (2) 前掲、『大坂町奉行與力史料図録』三四~六頁、

- 23 江戸町奉行所の場合、大坂と比較して混乱が少なく、与力・同心らの意志統一が可能であったという違いはあるが、
- により従来の身分の保障が達せられた慶応四(一八六八)年五月二十三日、北町奉行所与力たちは連名で、 (前略) ……目今主家恭順ノ実効相立チ、城地祿高等追々御取極被仰付候御趣意ハ厚ク相心得、奉拝戴居リ候ヘトモ主家未タ
- と、徳川宗家の城地祿高決定まではこれを辞退し、祿高は宗家へ差し出したき旨の願書を提出している(『東京市史稿』市 右御沙汰ヲモ不被蒙候内、 私共御抜擢ヲ蒙リ、 舊俸祿安堵仕候段、 臣子ノ情誼、 何共難忍…… (後略)
- 24 四九、一一五~七頁)。 おそらく、公式に帰順を促す触は、大坂市中には出されなかったと推測される。前掲、「慶応四辰年日記」の一月二十二日
- 対する期待が述べられており、その中に町奉行所の盗賊方役人を非難する記述がみられるが(一七二頁)、後述のごとく、この 前日には多数の元町奉行所与力・同心が仮採用の形ではあったが、新政府に再雇用されている。

申候、大坂者盗賊方と云銭もふけニ相成役人有之候、盗賊ちぼの親方にて、実ニ盗賊方とは妙々也……(後略)」と政権交代に

項には、「(前略) ……夫ニ付而者盗賊も少く相成可申、市中ゆたかに相成可申、大家の向ハまたしても〳〵御用金、是も助り可

<u>25</u> 心で大阪府に勤務した者のうち、 「府県史料 市中鎮撫取締方被仰付候間尽力可致事 |大阪府||には、明治初年の官員履歴に関するものが幾つか含まれており、これらをみると、元町奉行所与力・同 田坂の「務書」に記載のある一月十三日に辞令を交付された六名以外の履歴にも

などと、十三日付の辞令を交付された旨の記載が散見される。「追々帰住、 い中に含まれる者と解され、みな十三日付の辞令を受けたのであろう。 慶応四年戊辰正月十三日 征討将軍仁和寺宮於御陣営口達 御本陣江申出候元同組一同」は、

いわゆる「以下」

- (26) 前掲、『大坂町奉行與力史料図録』三六~七頁。
- (27) 同右、三八~九頁。
- られるが、「組々ニ而拾人ニ付壱人ツヽ」という表現や、後述する「裁判所」および「大阪府」時代の元与力同心の人数などか この記述では、惣代が全員与力であることから、与力のみで七○名以上が帰順し、同心は別に惣代を出していたことも考え 現時点では与力・同心双方を代表するかたちで、与力七名が惣代となったと解釈しておきたい。
- 29 本旨からはややはずれるが、新政府に帰順した同心の中には同日、新政府により処刑された者も存在した。大坂の町役人が

記したと考えられる「編輯御用書」(明治大正大阪市史編纂資料 謄本を大阪市立大学所蔵)一には、一月二十二日の記

#### 東組同心

近藤濠五郎伜

近藤辰太郎

征討将軍宮

当地御巡見ノ途中致乱妨付、 右ハ是迄徳川慶喜支配之者ニ候得共、 召捕及糾問候處、 助命嘆願ノ通 諸藩ノ名目等偽リ、重々不届至極候付令梟首者也 聞食寬宥二被處候付、 謹テ難有可奉存之處、 去ル二十一日、

在阪鎮撫方

からは詳細には判明しないが、この処刑は世間の耳目を集めたらしく、前掲、「慶応四辰年日記」にも、 前掲、「近世見聞輯」巻壱之上にみえる(この図は『大阪府警察史』第一巻、二四頁にも収録。)。彼が斬首された原因は、捨札 という捨札の文言が記録されている。また、彼の首級は日本橋南詰高札場前に晒されたらしく、その梟首の状況を記した図が

(前略)……今日征討将軍御通行の先薩州の手の中ニ背の高き弐十七八才の男壱人(首落ル近藤辰太郎也)奥嶋をきたるも 細引にて本縄ニかゝりつれ行候ゆへ、見物の人々恐入候事なり、……(後略)[一月二二日分の記述、一七二頁]

(前略)……廿二日将軍御通行先へ縄目ニ懸り候若者ハ、南町同心近藤ト申ものニて、於御堂ニ夜通し松ニく、り付おり、(タック)

出候事有共 雪ふりなり、 一旦被免有之處、 翌早朝首打取、日本橋ニさらし有之由、是人薩州屋敷焼拂之節ニ者火事方にて場所へ行、土蔵を為開、 将軍御通行をひそかに伺候歟、不礼致候よし承ル……(後略)[一月二六日分の記述、一七八 物を為取

行所崩壊時までの消息は不明である(同心8%、 と記されており、 年八朔改の「御役録」には、 斬首の原因の一つとして、一月四日の薩摩藩蔵屋敷炎上の際の処理があげられている。 確かに「火事役」の欄に記載があるが、その後の「同心」の名称変更時には名が見えず、奉 参照)。 彼は慶応三(一八六

### -156(三)「大坂裁判所」の設置と与力・同心たち

郎・木戸準一郎の連名で

「大坂鎮台」がその名称で設置されていた期間は非常に短く、(3) 二月三日には三郷町中に対し、 小松帯刀・

尤公事訴訟之儀、右御裁判所え可申出之条、 今般大坂人民為撫育, 裁判所被置、 奉勅命醍醐大納言殿·宇和島少将殿等下向候上者、 | 大坂三郷町々え不洩様申渡候事 (31) 一同致安心、 家業可相勵候、

ぼ同様の職務を遂行していくことになる。 府に帰順した元町奉行所与力・同心たちの一部はようやく町奉行所に戻され、「裁判所」所属の官吏として旧幕時とほ との申し渡しがなされ、政庁としての「大坂裁判所」の設置が宣言された。この「大坂裁判所」 本節ではその過程を追うことにしよう。 の設置に伴 新政

なったが、 宇和島少将様当五日西町元奉行所之御着被成候、 右の布令や 公事訴訟御聞被成候間、 願出度者は丁年寄奥印を以可罷出候事

その拠点を元西町奉行所に定めてこれを「大坂裁判所」と改称し、

政務を開始することと

宇和島少将は着坂直後、

通達 道 仁 町<sub>32</sub>

処理が即日開始されたか否かをうかがう事のできる史料を知らないが、「裁判所」の業務開始にともなって元町奉行所 という布令にみられるように、その業務としてまず掲げられていたのは、 市中の公事訴訟の処理であった。

与力・同心の必要性が再認識されたものと思われ、 まず九日には

元天満與力

大須賀鎌次郎 宇和島少将殿手遣ヒニ被仰付(33)

右被呼出

荻野

杉浦

٤ は更に多くの人員が「裁判所」に召し出されて、 芸州藩に附属させられていた元与力三名が呼び出され、 他の元与力・同心らの人選と職務復帰への準備作業として行われたものと考えられ、二日後の一一日に 正式に新たな職務を与えられることになった。この日の様子を前 宇和島少将の配下として職務にあたることが命ぜられた。

でもみた田坂の「務書」は次のように記している。 市中取締方被仰付候大須賀鎌次郎を以御尋ニ付、 申迄も無之無

を以、左之御書付御渡 左之人員裁判所江被召出、 一心精勤可仕段御答申上候処、 無二心御用可相勤哉之旨、 元用部屋前二而宇和島少将殿副鎮台伊達遠江守殿父伊予守殿之事公用人山田七右衛門

右之者共市中取締方掛被仰付候、 (以下、大須賀を除く十四名の元与力の人名を列記。後述するため、ここでは省略。) 是迄者流弊不少趣ニ相聞候間、 以来吃度相改御用可相勤候 (後略)

附属官吏として勤務させることで、実質的に機能する態勢を整えようとしたのであった。

すなわち「大坂裁判所」は、まず大須賀を含めた十五名の元与力を芸州藩から譲り受け、

「市中取締方」という職名で

田坂の「勤書」には、右に続けて興味深い記述がある。次に引用して推測を試みることにしよう。

では、この十五名の元与力はいったいどのような基準で選抜されたのであろうか。それを明記した史料を知らない

市中取締方被仰付候者共、 寺 社 掛・ 地方掛・吟味掛 以前相勤候掛向相認差出候様御沙汰ニ付、左之通書出ス 大須賀鎌次郎 西 (与力1)

地方掛 地方掛 吟味掛 吟味掛 朝岡 杉浦 橘馬 泰蔵 東 西  $\widehat{24}$ 

寺社掛

地方掛

目安掛

丹羽

欣次郎 東 19  $\widehat{23}$ 

寺社掛・地方掛

早川

傳三郎

西

<u>13</u>

考	がわれる。また、	る大湏賀を引こすれば、各奉庁所から七名ずつが壬用されてお	下に慶応三(一八六七)年七月の奉行所統合以前の所属	これは、十五名の元与力が「裁判所」の	一掛向之儀書出候通相心得候様、醍	同月十三日 (慶応四年二月)	目安掛	目安掛	目安掛	目安掛	吟味掛・目安掛	盗賊掛・吟味掛	吟味掛・目安掛	盗賊掛・吟味掛	川方掛・目安掛	川方掛・盗賊掛・目安掛
の六つ	申告は、	名ずつい	統合以並	の命により、	醍醐大納		浅井	関根	中嶋	山本	勝部	松井	磯谷	牧野	田坂	由比
の掛りについ	奉行所統へ	が壬用される			納言殿御沙汰之旨、		鶴次郎	道之助	三太郎	善之助	季之助	繁之助	頼母	牧野弓馬太郎	直次郎	又太郎
	に行	n (	果·西町奉行	行所での所属			西	東	東	西	西	西	東	東	西	東
これを主管する元与力は東西から一人ずつがあて	われた職制改革(六部局制―本章第一節参照)に	日両叮奉予所聞の勾衡に記慮がなれていた。これ	(東・西町奉行所の別)を記入してみると、「裁判所」を束ね	旧町奉行所での所属掛を申告した旨の記述であるが、この人名の	大西登を以御達有之(3)	X and X	42	45	43	38	36	32	35	31	20	21

られており(目安掛は二人ずつ)、これに兼務の者を加えても各掛り内における人数の均衡はほぼ維持されていること 人選にあたっては、事前 (九日)に裁判所に呼ばれた三人の元与力が主にかかわっていたであろうが、

現時点ではそれを証明する史料がなく、後考を俟ちたい。 も判明する。

事」(『大阪の歴史』二六所収、大阪市史編纂所、 になった。「裁判所」および明治初年の「大阪府」の職制分課については、 職務にあたることを命じられため、「大坂裁判所」は幕末時の町奉行所の職制をそのまま引き継いだ形で出発すること 彼らは右の十三日分の「掛向之儀書出候通相心得候様」という記述にみられるように、 一九八九)にくわしく、 馬場義弘「明治初期大阪府の職制分課と人 本稿も多くの示唆を受けたが、これをみる 自己申告した旧奉行所時

取締掛りとして、 また、与力と同時に元同心らの任用も行われた。(3) 新ニ御召抱ニ相成候名前左ニ」との表題で、右の十五名の与力に加え、 約一週間後の二月一八日頃の史料には、「宇和島少将様、 北組・南組惣年寄 此度市 (比田小

させた形で展開していっていることがうかがえる。(35)

と以後、五月に「大阪府」が設置されるまでの間、

「裁判所」は基本的にはこの時の職制分課を基本とし、これを発展

名が掲げられている。(37) 伝次・井吉三郎兵衛)および新たな与力一名(「外国掛り」吉田猪三郎[東]、与力8)とともに、二十名の元同心の つの職制分課のいずれかに当てはめ、 (一八六七) 年八月時における役掛りを「御役録」から抽出し、このうち各人が主管する役掛りを奉行所統合時の六 与力と同様の方法で左に列挙してみることにしよう(史料中にみえる二十名の元同心の慶応三

平山 [熊太郎 (盗賊 東 同 心21 地方

井上献吾

(盗賊

茜

 $\widehat{26}$ 

兼務の掛りは括弧内に記した)。

市 岡本浦治郎 橋寅三郎

東 東 38

39

 $\widehat{82}$   $\widehat{41}$   $\widehat{43}$   $\widehat{42}$ 

 $\widehat{44}$ 

小野佐十郎 (地方) 西  $\widehat{30}$ 盗賊 宇野善三郎 市川吉之助 中村昌治郎 佐川登三郎 市橋九一郎 (目安) (盗賊・ (川・地方) Ш Ш (盗賊 地方) 東 東 西 西 西  $\widehat{54}$ 53  $\widehat{61}$ 52 46

ではあったが、その出発にあたっては、以前より限られた人的資源の中からでも、「職務の継続性」「東西の均衡」と 町奉行所のような月番制を採用することはなく、統合時の町奉行所同様「両組打込」―すなわち東西が入り交じって― るとともに、各掛り毎についてもほぼ同人数が選出されていたであろうことが推測される。「大坂裁判所」 はかつての いう原則に極力配慮した人選を意識的に行うことによって、 旧幕時と同様の効果を意図したのであろう。 また、 与力

このように分類してみると、

元同心についても東・西町奉行所から各十人ずつが任用され、

均衡に配慮がなされてい

の旧職務には公事訴訟を主に扱う目安方・吟味方などが目立つのに対し、同心の方には目安方が少なく、(兼務も含め

-「大坂町奉行所」から「大阪府」へ

岸和

Ħ

御留守居中様

明治初年の「大阪府」の人事にも影響を与えていくことになる(第三章一節)。一見すると帰順した与力・同心を無作 画されたものであり、少なくとも「裁判所」時代については、このように旧町奉行所の影響がかなり色濃く見られた。 為に任用したかにみえる「大坂裁判所」の当初の人事は、右のように分析を加えてみると、実際にはかなり綿密に計 職掌分化が「裁判所」にも反映されており興味深い。この両者の旧幕時からの職務分担については、 さて、右のような元与力・同心らの再雇用により、この頃からようやく「大坂裁判所」の政務は軌道に乗り始めた 盗賊方から多く任用されていることからも、主として与力は裁判事務、 同心は警察事務という旧幕時代と同様 後述するように

ものと思われる。例えば、二月十五日に入坂した岸和田藩に対し、十八日付で裁判所側から出された手紙では 以手紙得御意候、然者裁判所御用掛元与力・同心之内より市中取締盗賊探索之上、様子次第ニ而召捕候様御手当相成 ニ依而ハ御取締方江申出候儀も可有之候間、 居候間 兼而御請持之場所も御座候付、間違之儀無之様いたし度候間、其段御配下江御通し置被下候様仕度候、 其辺可然御含置被下度、 此段御掛合旁如斯御座候、 時宜

### |月十八日

尚 !々御受持之場所相分居申候ハヽ、 乍御面倒被仰越度候, 以上

大西 登

梶田信兵衛

山田七右衛門(38

している藩士との間に無用の摩擦が生じないように配慮を請う旨の連絡がなされており、また、二七日には市中に対 元与力・同心に市中の )取締や盗賊の探索を命じており、 場合によっては召捕ることもあるため、 市中 -取締を分担

L

裁判所御用日、左之通被相定候間、以来諸訴訟類朝五つ時迄可差出事

#### =

但、非常之義者、何時差出候而も不差支候事

二月廿七日 裁判所 右之趣、大坂三郷町々江不洩様可觸知もの也

惣年寄 (39)

警察・裁判業務を実質的に担当する能力を得、 と、以後は旧幕時と同様、 奉行所の瓦解から約一カ月半、 定期的に御用日(二・七のつく日)を定めて訴訟を受理する旨が触れ出されている。旧町 与力・同心の再雇用(元町奉行所への復帰)という手段をとることで、「大坂裁判所」 大坂市中を統治する政務機関として機能し始めたのであった。 は

る傾向がみられた。この前後、 n 翌月までには合計二十名近くに上った。(4) 町奉行所に設けられていた「火事場改役 (統合時に火事場掛と改称―本章第一節参照)」とほぼ同様であったと考えら を設けて五部局としたものであったが、元与力の実数はこの時点においても当初の一五名のままに据え置かれたため、 体的には公事川方・地方・吟味方寺社方・盗賊方・消防方と、従来の掛のいくつかを統合した上で、新たに「消防方」 一人が数多くの職務を兼任する点では変化がみられなかった。また、(4) 三月に入ると「大坂裁判所」は組織拡充のために、元町奉行所与力・同心から再び新たな人員を補充し、 後述するように、この時期以降の「裁判所」職制には、 おそらく元同心も与力にならって役替がなされたものと推測されるが、その詳細を知 また、三月一五日には再び職制分課を改め、 増員にともない旧町奉行所時代の組織を復元しようとす 新設された「消防方」も、その職務はかつての 元与力の役替を行っている。具 その数は

りうる史料を現時点では発見できていない。(48)

事に任命されている)が行われた後、 同 新政府により外交担当機関として設けられた外国事務科は、 .時に外国事務局と改称されたが、二〇日に実質的な人事 この三月には元町奉行所にとって、 もうひとつの大きな変革が行われている。慶応四(一八六八) 翌三月七日には旧東町奉行所へと移転されたのである。 (五代才助 その事務総督をも兼ねる宇和島少将の二月三日 (友厚)・寺島宗則・伊藤博文・井上馨らも判 年一月一 七日に

織となっており、 ことが判明する。 職員録」には、 町奉行所という立地から考えて不自然ではないであろう。実際、 として元西町奉行所に復帰した者たちを除く残りの元与力・同心たちの再雇用先に外国事務局を考えることは、 行所与力・同心らが新政府に帰順を願い出、これを許可されたであろうことを推測した。したがって、「裁判所」 についても残念ながら現時点では知ることができない。筆者は前節において、少なくとも七○~八○名未満の元町 慶応四年三月に外国事務局に雇用された履歴を有する者が若干名みえるが、そのなかの一人に嘉来惟遵という人物が る史料を、 「芸州藩附属軍役」ののち、三月七日付で外国事務局の「玄関番」に任じられている。 しかし、 彼は元町奉行所同心で旧名を力之助(同心13)といい、 この外国事務局の東町奉行所への移転にともない、元与力・同心らの再雇用が行われたか否か、 管見の限り見出すことができないのである。ただ、「府県史料」のうち「明治九年 「外国事務局勤務」の元与力・同心たちが約二○名近くもみられ、彼らの主たる再就職先となっていた 慶応四年三月の時点で彼らが再雇用されたのか、あるいはもう少し後の時期であったのかを確定す しかし、この時期の「外国事務局」は、本章第一節でみた旧幕時の運上所と合併し機能拡大した組 再雇用時には一九歳であったが、他の与力・同心と同 次章で論ずるように、 明治二年五月段階の「大阪府 したがって他にもこの時に 官員履歴稿」中には という点 附属 旧 東

採用された元与力・同心が存在したであろうことは推測されるのであるが、その規模や具体的人名については知り得

ない。

近年、

川口居留地の研究が進みつつあるが、幕末からこの時期にかけての更なる史料の発掘が期待される。(44)

ことができない。それは、 安定的なものになりつつあったからとも考えられよう。同月に相次いで出された四藩市中取締の廃止と裁判所への事 さて、「大坂裁判所」の組織全体の概要がほぼ明らかになる史料は、現時点では慶応四年四月段階のものしか見出す 史料の伝存状況に原因があるのかもしれないが、この頃になってようやく裁判所の組

料は、 介されることが多かった。(生) ということができようが、比較的長い引用となるためか、これまでの諸論考では、 月の五月二日 藩県職制の全国的な均質化を企図する中央政府の意向に添う方向で変化していくことになる。そういう意味で左の史 務移管、摂河播泉四ケ国への巡回判事の派遣、目安箱の設置などの布令がこれを象徴している。しかし、はやくも翌々 現存するもののうちで、時期的には「裁判所」職制への旧町奉行所の影響を窺い知ることのできる最後のもの (慶応四年は閏四月が存在した)には「大坂裁判所」は「大阪府」へと改称し、その職制はやがて、府 本稿ではこの章を結ぶにあたり、これを掲げて元与力・同心らの状況を探り、 その職制分課や所属人数のみが紹 若干の考察

違があるため、 以降に新規に増員された与力・同心には○を付した。別表では慶応四年四月の項を参照。) である。 書」には四月廿日の項に、元与力分のみの記載がある。左ではこの二つを合成してみたが、元与力の人数に若干の相 (基本は前掲、「編輯御用書 両史料の相違は書かれた日の違いによると思われるが、その前後関係については後考を俟ちたい。尚、三月 田坂の記載のみに見える与力二名は括弧書きにした。それ以外の史料中の括弧書きは筆者によるもの 一」中にある「戊辰年四月改 大阪裁判所役員」と題する一覧。また、田坂直次郎の「勤

を加えることにしたい。

165――「大坂町奉行所」から「大阪府」へ (一)																	
行徳國江	中小姓	稲波道之助	岡本壽一	大 帯刀	河合主馬	近習・納戸兼	田中曾八右衛門	鈴木震吉	稲野丹後守	公用人	田中蔵人	側用人	高津因幡守	高津越後守	同家来	醍醐大納言	総督
佐々木要人			田中(某)	粟野只一	田中縫		P7	岡本恭平	粟野左門				奥田左衛門尉	堀川甲斐守			
○生田與八郎	○大橋孫七郎	當番所詰	○市川長吉	○吉見兼三郎	○上田八太郎	○荒井石次郎	○清水辰三郎	○松田光之丞	玄関番	○村上益次郎	○田中幾五郎	○渡辺勝太郎	○横井庄太夫	書役	○松岡清右衛門	○松岡熊五郎	勘定役
(同心60)	(同心48)		同 心 137	(同心56)	(同心81	(同心 50)	(同心40	(同心33)		(同 心 94	(同心62)	(同心 25)	(同 心 37		(同心63)	(同心75)	
東	東		西	東	東	[東]	西	西		[東]	[東]	東	西		西	西	
肥後	調役	肥後	調方物書兼	芸州	肥後	宇和島	判事助	薩摩	権判事	肥後	芸州	判事	三宅新助	中谷新士	市中取締	内海多治	堤方・司曲
内藤貞八(盗賊・勘定)		松本彦作(吟味公事・御書)	<b></b>	西本清介(川方)	古閑留次(地方)	粟野左門(寺社・勘定)		税所長蔵		長谷川仁右衛門	辻 将曹		ъŋJ	右衛門 町田 亘	・徒目付	印	農方

裁判所調役(与力一八名、東八・西一○。但し田坂の四月廿日付の記述では二十名、東九・西一一。) 地方 小人目付 寺社・旧記 三瀬與惣兵衛 佐々木要人 杉山高蔵 森岡慶蔵 伊藤榮平 井上福太郎 清野文七 西村青平 高橋左京 (杉浦友次郎 早川傳三郎 丹羽欣次郎 大須賀鎌次郎 中村隼人 鹿野今市 日野粂次 和泉多右衛門 三谷虎一郎 吉岡勢兵衛 河野覺右衛門 青土 (某) [東] 西 西 西 ○青木邦之助 ○松浦健三郎 公事吟味・當番所詰 公事吟味 ○成瀬正三郎 ○由比半次郎 勝部季之助 朝岡泰蔵 (同心65) (同 心 58) 西 西 [東] 東 西 西 (与力34) <u>41</u> 畄 仁正寺 秋月 宇和島 岡本恭平(吟味公事) 小川彌右衛門 田中曾八右衛門(川方) 鈴木震吉(地方)

由比又太郎

東

公事吟味・消防

井上献吾 [西]	佐川豊左衛門 [西]	森 武司 [西]	市橋虎三郎 [東]	小野左十郎 [西]	清原滝五郎 [西]	寺社	調役手代(同心一九名、東一〇		牧野弓馬太郎[東]	松井繁之助 [西]	○成瀬捨蔵 [西]	盗賊	磯谷五百太郎[東]	田坂直次郎 [西]	川方	○(寺西幾四郎) [東]
							東一〇・西九)				22					5
三宅馬太郎	盗賊	佐川戸一郎	中村且助	市川吉之助	井上献吾	吟味		○吉田楠次郎	寺社・消防	浅井鶴次郎	吟味・當番所詰	関根道之助	盗賊・當番所詰	中嶋三太郎	川方・消防	山本善之助
東		西	東	西				西		西		東		東		西

 $\widehat{40}$ 

地方

平山新太郎

東

磯野伝左衛門

[東]

森

武司

川方

平山熊太郎 市橋九一郎

清原滝五郎

東

[東]

西

[東]

三宅馬太郎

西

東

平山武三郎 小野左十郎

[東

岡本浦次郎

西

消防

市橋九一郎

東

市川吉之助 西

佐川戸一 郎

西

中村且助

東

井上献吾

市川吉之助

西

西

平山熊太郎

東

古市隼太郎

東

中村且助

[東]

佐川戸一 郎 西

公事懸

平山武三郎

宇野善三郎

西 東

藤野直太郎 西

市橋九一郎 東

郎

佐川戸一

藤野直太郎 磯野伝左衛門 岡本浦次郎 古市隼太郎 宇野善三郎 市橋虎三郎

茜

[東]

[東]

西

東

[東]

西

平山新太郎

東

されたため、 えられる。この措置により、 なった。なかでも同心からの増員の規模が大きく、新設の「勘定役」「書役」「玄関番」「當番所詰」には全て新規採用 この増員により、 に記載されていることから、 坂の「勤書」をもとに配置された掛名を記した)。田坂の「務書」では、これら諸藩の者たちはいずれも各掛りの筆頭 たちが新たに配置されたことが考えられよう(右の史料中、 の元同心が配置されているが、それに比べて元与力からの増員数が少ない一因としては、各掛り毎に新政府 一見して判明するのは、 従来から勤務していた元同心らの兼務は相変わらず多い。(46) 結果的に計五○人以上の元町奉行所与力・同心が「大坂裁判所」附属の吏員として勤務することに 結果的に元与力の兼務は従来に比べ減少したが、同心からの増員分は新設の掛りに充当 実働性の点ではやや疑問が残るが、元与力とともに各掛りを主導する立場にあったと考 前述したように元与力・同心から新たに大規模な増員が行われていることであろう。 判事助・調方物書兼・調役の項を参照。 括弧内には、 0 諸 田

た人的資源からでは と旧町 な偏りはないものの、若干東西の均衡が崩れ始めているものも存在する。与力・同心ともに「裁判所」における職務 同数ずつの元与力・同心で構成するという原則は維持されているが、各掛りの内部にまで目をやると、それほど極端 また、新規に増員された元与力・同心の東西の均衡については依然配慮がなされており、「裁判所」全体を東西ほぼ ?奉行所時代のそれとの間には、 均衡に配慮した上なおかつ各部局に経験者を配置することがかなわず、 常にかなりの対応関係が看取されるが、「裁判所」 の組織拡大に対して、 兼務による調整もかな 限られ

「書役」「玄関番」「當番所詰」 さらに職制分課を前月と比較してみると、元与力では「旧記掛」「當番所詰」が、元同心では前述のごとく「勘定役」 が、 それぞれ新しく設けられているが、これらはそのほとんどがいずれも旧町奉行所

り限界に達していたことに原因があるのではなかろうか

第12巻 3・4 号一 度で復元しようとする意志の表れということができる。特に右の史料中、(4) うよりもむしろ、 職務の内容にそれほどの相違はなかったものと考えてよかろう。すなわち、これらの役向は「新設」とい 前述した「消防方」も含め、人員補強にともない、かつての町奉行所の組織を、 旧町奉行所においては受付窓口ともいうべ 必要かつ可能な限

き「當番所(および「書役」)」に多くの人員が割かれているのが、市中からの願・届・訴訟の増加に対応するもので

時代にみられた役掛りであった。「大坂裁判所」における職務の詳細が明らかではないため速断はできないが、これら(45)

の新設分に任じられている元与力・同心の奉行所時代の役掛りをみると、

両者の間にもかなりの対応関係がみられる

判所調役」「裁判所手代」と改称された上 これらの元与力・同心は四月二〇日付で、これまでの「市中取締」「市中取締方附属」という名称から、 今般太政官御趣意之通四ケ年充与相心得可申候、尤人材ニよってハ其節ニ至り猶可被仰付候事(4) それぞれ「裁

あったことはほぼ間違いない。

考慮する旨が宣せられた。 と、取り敢えず四年間の期限付で任用されることになり、かつての軍役時と同様に、「人材」次第で任用期間の延長を 彼らの多くは「裁判所」がこの後「大阪府」に改称してからも職にとどまり、 府の司法・

行政・警察業務を実質的に担っていくことになったが、この「四年間」という身分保証は必ずしも実行されなかった

- 30 とする(『新修市史』五、 近年の研究や『新修大阪市史』第五巻などでは、「大阪鎮台」を政庁よりもむしろ役職としての意味合いが強いものであった 一四~五頁)。
- 31 一八頁。 『維新期大阪の役務記録』、一七~八頁。 他に『大阪府布令集』一、 九頁など。
- 「編輯御用書」一、二月九日の項

- (35) 七七~八頁、参照。(34) 前掲、『大坂町奉行典力史料図録』、三九~四1
- たとえば、「府県史料 (旧名武三郎) など、元同心の履歴が載せられているが、これによれば、彼らはいずれも 「市中取締方掛附属被仰付候」 大阪府」のうち「九年官員履歴稿」(リール二二七所収)には、後述の平山重矩 (旧名熊太郎)
- と与力と同様の辞令を大坂裁判所から受けており、その日付も同じく「二月十一日」と記されている。
- 37 前掲、 『維新期大阪の役務記録』所収「見聞記」二月十八日分と廿日分の史料の間に掲げられている(二一~二頁)。
- 者につき「岸和田市堺町 「慶応四年 京都・大坂出張之記」(明治大正大阪市史編纂資料一一二、写本を大阪市立大学所蔵)。なお、この写本には所蔵 斉藤貞義蔵」と記されており、「朝日新聞社史料展出品 昭和二年十二月廿三日校合」とある。

『維新期大阪の役務記録』二三頁。他に『大阪府布令集』一、一七頁など。

39

- 同心の多くは、 藩へ附属軍役相勤候様被仰付候」(前節を参照のこと)が記されていることから、「裁判所」設立時の人選からもれた元与力・ であったのではなかろうか。また、彼ら二人が「市中取締方」に任ぜられる直前の履歴には、いずれも正月廿一日付の「芸州 はいずれも三月四日付で「市中取締方附属」を仰せ付けられている。 その名がみえないことから、もう少し後に実施されたとも考えられる。 阪府の官員として勤務する元同心二人(青木武矩・松浦武雅、それぞれ別表、同心58・65)の履歴が載せられているが、彼ら 前掲、「府県史料 大阪府」所収、明治九・十年の各「官員履歴稿」には、この時補充され、明治十年の段階でもいまだに大 その後もしばらく芸州藩附属であったものと思われる。 他の元同心たちの採用日は判明しないが、 与力の増員については、次注の三月十五日付の史料に おそらく同日
- 41 すると、次のように分類ができよう。 大阪の役務記録』 三月一五日の役替については、前掲、 所収の「幕末大坂雑記」にも、形式は異なるが同様の記載がみられる (一二一~三頁)。これらの史料を整理 『大坂町奉行與力史料図録』四四~七頁に田坂による記述があり、 また、 前掲

公事川方・吟味寺社方・盗賊方 公事川方・地方・吟味方寺社方 杉浦・ 田坂・ 松井 早川 西 西 朝岡 牧野・磯谷 東 東

丹羽・由比

园

関根

東

[公事川方・地方・吟味方寺社方・盗賊方]

[公事川方・吟味寺社方]

 $\widehat{42}$ 頁を参照。これらの記述の中にも [公事川方・消防方] 町奉行所時代の火事場改役の職務については、『大坂町奉行所旧記 (下)』(大阪市史史料第四十二輯、

中嶋

西

前月と比較すると、全く同じ職務を兼任する者の間で、 東西の人数の均衡がやや崩れかけているようにも思われる。

の日の記述に但書として「席順相改り候」とあるのは、あるいはこれを意味しているのかもしれない。

一九九四)四六~六二

(前略) ……御同心壱人宛召連場所江罷出、 消防之儀御差図ヲ以相勤……(後略)(四七頁)

43 など、「消防」という表現が散見される。 前掲、注(40)の「官員履歴稿」によれば、三月四日付で増員された元同心の青木は、同日付で「当番方」に任命されている。

したがって、四月段階の史料にみられる「當番所詰」という掛りも三月には新設されていたかもしれない。

44 たとえば、代表的なものとして、堀田暁生・西口忠共編『大阪川口居留地の研究』(思文閣出版、一九九五)など。

45

たとえば、

務を担っていた。」とするが、後述のごとくこれ以外の職にも与力・同心から構成されるものがあり、後者は兼務分までも重複

役職名を紹介し、「右のうちで裁判所調役、調役手代は元大坂町奉行所の与力、同心によって構成されており、市街地行政の実

前掲、馬場義弘「明治初期大阪府の職制分課と人事」七八頁、前掲、『明治時代の大阪(上)』二頁など。

 $\widehat{46}$ して数えているため、「調役手代四十三名あり」という記述になっている。

られている。 前掲、「官員履歴稿」によれば、当初、「當番所詰」で再雇用された青木邦之助(のちに武矩)は数カ月で「盗賊掛」を命じ

47 「旧記掛」はおそらく、かつての諸御用調役の勤書にみられるような

御評議日等御寄合之席ニ、諸役掛向旧記御調御座候節、取調之儀も私共掛ニ被仰付候付……(中略)……当日旧記其役 調役勤書」、大阪市史史料第四一輯、一二八頁。なお、旧記の読上は主に目安役の職務であった。) 掛り之者御立会江持参仕読上候砌、 私共之内壱人宛立会侍座仕、御尋之儀等者存寄申上候事(大坂町奉行所旧記「諸御用

のそれと同様に、 と、諸役掛の旧記を取り調べ、奉行らの諮問にこたえる職務と類似のものであったと考えられ、また、「勘定役」も奉行所時代

御役所向御入用ニ抱候品々御入用金銀減方之儀、 兼而諸事心ヲ付、 可成丈ケ御入用多不相懸様取計、 様子次第相伺候事

之覚」、第四二輯、七七~八二頁より抜粋)

当番所并御役所持之外、諸御吟味掛りニ而遣候紙・筆・墨等之類、

私共ゟ渡方被仰付候……

(後略)

「勘定役勤方

48 勤めた旨の記述があるが、「玄関番」がこれに相当するかは現時点では明らかでない。 所の当番所と当番与力」に詳細な分析がある。「書役」は「御役録」などにみえる「物書役」のように、当番所で扱う事項を記 ないが、町奉行所の受付窓口ともいうべき部署で、その主な職務としては、奉行所に提出される一般的な届・願の受理と保管 など、「裁判所」全般の財政を担当する役向であったと思われる。また、当番所については他の役向のように勤書は残されてい その業務としていた。大坂町奉行所でも古い史料には「同心当番近藤弥三兵衛・岡本紋十郎・松浦一蔵・平山直八郎、 載があり、 録に留めることをその職掌にしていたと考えられる。旧町奉行所においても「物書役」は同心のみから構成される役であった。 金銀出入における裏書訴状と日切手形の管理などを行っていた。当番所とその職務については、 「玄関番」の職務については明らかでない。『大阪市史』附図第六図大阪東町奉行所図をみると、奉行所表門横に「門番」の記 1橘太郎ニ候事」(『大坂東町奉行所与力公務日記』大坂市史史料第二十三輯、一九八八、六九頁)など、同心が交代で門番を 前掲、『大坂町奉行與力史料図録』五○頁には、「大坂裁判所(慶応四年五月一日迄)の事務分掌を細分化充実。 玄関には「中番詰所」との記載がある。江戸の町奉行所には門番所詰の同心が存在し、守衛や目安箱の監視などを 前掲、 野高宏之「大坂町奉行 旧幕時代に無

- . 分掌事務の発令も特徴的」と記され、『新修市史』第五巻もこれを踏襲している(九~一○頁)が、本稿では旧町奉行所組織 復元と解釈しておきたい
- (49) 『大坂町奉行與力史料図録』四八頁。